

岩手県災害時受援応援計画の策定について

【要旨】

- 県では、これまで災害時に他の都道府県から応援を受け、又は他の都道府県を応援するための手続等を定めた計画を策定していませんでしたが、東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書等においては、発災直後に応援職員や義援物資を受け入れるスキーム及び発災直後に本県職員を派遣し義援物資を送付するスキームを構築する必要性が整理されているところです。
- このことから、今般、県地域防災計画に基づき、新たに岩手県災害時受援応援計画を策定し、平成26年4月1日から施行することとしましたので、お知らせします。

1 策定の趣旨

(1) 受援計画の策定

- 県では、大災害の発生を想定して応援を必要とする業務と所管部署を明確にルール化していなかったことから、東日本大震災津波に際して、応援可能な者に対し必要とする応援を適切かつ迅速に伝達することができず、多方面からの人的・物的応援を十分に生かすことができなかったこと。
- 応援の申し出を受ける窓口を明確にしていなかったことから、被災地の現場に応援に係る問合せが殺到し、現場の災害対応に支障をきたした部分があったこと。
⇒発災直後に本県が応援の申し出を受ける窓口を明確にするとともに、応援を必要とする業務等についてあらかじめ整理する必要

(2) 応援計画の策定

- 発生が懸念される南海トラフ巨大地震を始めとする大災害の際には、東日本大震災津波の被災県として、その経験を生かした人的・物的応援を行うことが県に期待されていること。
- 東日本大震災津波の際に、県内の被災市町村においては、行政機能が著しく低下し、県が職員を派遣して被災市町村を応援しなければならない場面が数多く生じたこと。
⇒発災直後に本県が応援を行う体制を明確にするとともに、応援を可能とする業務等についてあらかじめ整理する必要

2 計画の主なポイント（概要は、別添のとおり）

- (1) 本県で大災害が発生した場合に、人的支援の申し出の受付、応援職員の宿泊場所のあっせん等を行うため、本部支援室に受援班を設置できることとしたこと。
- (2) 他県等で大災害が発生した場合に、人的支援及び物的支援の要請の受付、応援職員の宿泊場所の把握等を行うため、総務部内に応援本部を設置することとしたこと。